

一般社団法人あすの福井県を創る協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人あすの福井県を創る協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、県民が自らの創意と活力を結集し、日常生活をより民主的・合理的・文化的に高めようとして行う運動をますます活性化させ、かつ、県民指標に根ざしたふるさとづくり・人づくり運動（以下「あすの福井県を創る運動」という。）を推進、支援することにより、地域社会の健全な発展をめざし、もって豊かで住みよい郷土の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) あすの福井県を創る運動実践団体に関する育成支援事業
- (2) あすの福井県を創る運動に関する各種集会等の開催
- (3) あすの福井県を創る運動に関する普及・啓発事業
- (4) あすの福井県に関する顕彰事業
- (5) 「ふるさとの日」に関する普及・啓発事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または法人
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者または学識経験者で総会において推薦された者

(正会員等の資格の取得)

第6条 この法人の正会員または賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書

により、会長に申込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款その他の規程に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、その会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。

(2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 各事業年度の事業報告および決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
(種類および開催)

第14条 総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由等を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法により議決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長およびその総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を会長とし、3人以内を副会長、1人を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事およびその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序に従い、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長および副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長および副会長に事故あるときまたは会長および副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代

行する。

- 5 会長および専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任後または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令またはこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および専務理事の選定および解職

(種類および開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項および招集の理由等を記載した書面により招集の請求があったとき。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集したとき。
 - (3) 第25条第1項第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第2号後段による場合は、理事が、前条第3項第3号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号前段または前条第3項第3号前段に基づく請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事および監事に対し、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備えおくものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 名誉会長および顧問

(名誉会長および顧問)

第41条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長および顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務をおこなうために要する費用を弁償することができる。

4 名誉会長は、この法人の運営に関する事項について助言をおこなうほか、表彰等に名義を表示するものとする。

5 顧問は、会長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業を推進するため特に必要があるときは、あすの福井県を創る協会 事業等 検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者の中から、理事会の同意を得て会長が選任する。
- 3 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）

第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 この法人の最初の会長は旭信昭とする。